

魚津市卓球協会会則

(名称)

第1条 本会は、「魚津市卓球協会」と称し、魚津市スポーツ協会及び富山県卓球協会に所属する統一団体である。

(目的)

第2条 本会は、魚津市民及び当市に勤務又は在住する協会の卓球技術の向上と協会員相互の親睦と連帯を目指し、卓球競技の振興発展を図ることを目的とする。

2 魚津市内で活動する小・中・高ジュニア層の卓球技術の向上と育成を目的とする技術支援及び強化支援策を実施する。

(事業)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 各種卓球大会及び卓球教室の開催
- (2) 県民体育大会卓球競技の予選会
- (3) 市代表選手の選考派遣
- (4) 卓球技術及びルールの指導
- (5) 公認審判員等の育成
- (6) その他、目的達成に必要な行事

(組織)

第4条 本会は、本会主催の卓球大会等を運営・遂行する役員、会員をもって組織するものとする。

(役員)

第5条 本会は、次の役員を必要に応じておくものとする。

名誉会長：1名 会長：1名 副会長：若干名 相談役：若干名
顧問：若干名 理事長：1名 副理事長：若干名
理事：各副理事長担務ごと数名 監事：2名

※名誉会長は、会長の推薦に基づき総会にて決定する。

※会長、副会長、理事長及び監事は、総会にて選出する。

※副理事長及び理事は、会長及び理事長の推薦により選出する。

※顧問は、会長及び理事会の了承を得て委嘱する。

(任務)

第6条 本会の組織は、次の任務を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長、副理事長及び理事は、事業の活動・大会等を円滑に運営遂行するための

審議・会合等を実施する。また、重要な案件については、必要に応じて会長等の判断を仰ぎ決定する。

(4) 監事は、本会の会計を監査する。

(5) 会計担当は、本会の会計を経理する。

(会議)

第7条 本会は、事業を推進するため総会及び理事会を設ける。

(1) 総会は、本会の最高決議機関であり、年1回開催し、決算報告、予算報告及び事業計画等の審議を行う。また、総会は、重要事項等を決定するために必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(2) 理事会は、総会に次ぐ決議機関であり、理事以上の役員をもって構成し、必要に応じて随時開催する。

(任期)

第8条 本会の役員の任期は、2年とし再選を妨げない。

(収入と経費)

第9条 本会の経費は、市助成金、市スポーツ協会助成金並びに本会員の年会費及び大会参加料等を充当する。

(会員・会費)

第10条 役員及び会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の登録を行い、別表に定める年会費を納入するものとする。なお、魚津市内の高校生以下の学生は年会費を免除する。

(慶弔金)

第11条 本会は、役員及び会員（本人）に限り別表に定める慶弔金を支給する。

(助成金)

第12条 本会の役員及び会員が県外大会、遠征若しくは強化を目的とした練習会・合宿等への参加をする場合は、別表に定める助成金額を基本として支給する。なお、特別な事情があるときは、理事会に付議して会長の承認をもって支給する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

附 則 会則改正経過

昭和33年4月 1日 昭和42年 4月 1日 昭和51年3月26日

昭和53年3月25日 昭和57年 3月21日 昭和59年3月31日

平成20年4月 1日 平成24年 4月 1日 平成26年4月 1日

令和 6年4月 1日